

## 特定高圧ガス消費者承継届

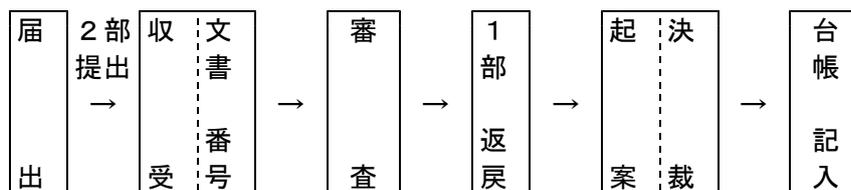
根拠法令

一般則第54条の2  
法第24条の2第2項  
液石則第51条の2

適

用 特定高圧ガス消費者について譲渡又は引き渡し、相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合。

### 手 順



### 必要書類

- 1 特定高圧ガス消費者承継届書 （一般則様式第29-2、液石則様式第28-2）
- 2 委任状（代表者以外の者が届出手続きをするとき）
- 3 相続の場合
  - ① 戸籍謄本（被承継者に関する）
  - ② 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書。）
- 4 合併の場合
  - ① 合併の事実を証する書面（登記簿謄本等）
- 5 譲渡の場合
  - ① 譲り渡しの事実を証する書面

### 審 査

- ・ 必要書類が揃っているか審査する。

### 届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

### 台帳記入

＜留意事項＞

従来の台帳に記載するか、新しい台帳を作成する。